

議案第七十四号

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

令和六年十一月二十五日

港区教育委員会

令和6年11月25日
教育委員会議案資料 No. 3

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「十二月二十六日」を「十二月二十四日」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

港区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表	
改正案	現行
(前略) 第三条の二 施行令第二十九条第一項の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで 二 冬季休業日 十二月二十四日から一月七日まで 三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで 四 都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)の規定する日 五 その他港区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日 (後略) 付則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。	(前略) 第三条の二 施行令第二十九条第一項の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで 二 冬季休業日 十二月二十六日から一月七日まで 三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで 四 都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)の規定する日 五 その他港区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日 (後略)

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

審議内容

冬季休業期間中に、子どもが保護者と体験的な学びができるとともに、教員が3学期の準備をより丁寧に行うことができるよう、港区立学校の管理運営に関する規則（以下、「港区立学校管理運営規則」）を改正します。

1 経 緯

昨年国は、教員の長時間労働を解消していくため、年間標準授業時数を大幅に上回る教育課程の編成を見直すよう各自治体の教育委員会に求めました。こうした国の動向を踏まえ、今年度は夏季休業期間中に一斉閉校（園）期間を設けるとともに、土曜授業の実施回数を「年間5回以上10回以下」とするなど、教育委員会としても教員の働き方改革を一層推進してまいりました。

次年度に向けては、引き続き年間標準授業時数に余剰は必要がないという考えのもと、子どもが家庭で体験的な学びを得られるようにするとともに、教員の働き方改革のさらなる推進のため、3期のうち最も授業日が多い2学期の終期を早めます。

2 改正内容

規則名	改正後	改正前
港区立学校 管理運営規則 第3条の2	施行令第二十九条第一項の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで 二 冬季休業日 <u>十二月二十四日</u> から一月七日まで 三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで 四 都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)の規定する日 五 その他港区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日	施行令第二十九条第一項の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。 一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで 二 冬季休業日 <u>十二月二十六日</u> から一月七日まで 三 春季休業日 三月二十六日から四月五日まで 四 都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)の規定する日 五 その他港区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日

3 施行期日

令和7年4月1日